

お茶の水女子大学学生自治会規約

第1章 総則

第1条 本会はお茶の水女子大学学生自治会と称し、事務所を本学内に置く。

第2条 本会は学生の自治と団結により学問の自由を擁護し学生生活の向上をはかりその他学生の総意を反映実現することを目的とする。

第3条 本会はお茶の水女子大学学生全員をもつて構成される。

第4条 本会の会員は次の権利及び義務を有する。

- 1 本会の委員を選挙し且つ選挙されること。
- 2 学生大会に出席しその決議に参加すること。
- 3 本会の活動によつて生ずる利益を平等にうけること。
- 4 本会の規約及び決定に従うこと。
- 5 本会会費を定期に納入すること。

第2章 組織と運営

第5条 本会の諸機関として学生大会、級会、自治委員会、執行委員会を置きその他研究部門として運動部・文化部をおく。学生大会を最高決議機関とする。

第6条 本会諸機関の会議において重要とみなされる事項の議決は無記名投票によるものとする。

第7条 すべて決議機関の会議の議題は少くとも四十八時間以前に公示されあるいは構成員に通知されなければならない。但し緊急のばあいはこの限りではない。

第8条 会議は本学全学生に公開する。学生以外のものでもあらかじめ申し入れ、その会議の承認を得れば出席し発言することができる。

第9条 各委員の任期は一学期とし前任者は後任者が選出されるまでその任にあたる。

第10条 役員に欠員を生じたばあいはすみやかに補欠選挙を行いその任期は前任者の残任期間とする。

第11条 各委員の不信任動議は選挙人の5分の1以上がこれに賛成した場合にとりあげられる。

第1節 学生大会

第12条 学生大会は本学全学生をもつて構成される。

第13条 学生大会は次の場合執行委員長がこれを招集する。

- 1 春秋2回各学期定例大会
- 2 全会員の5分の1の要求があつたばあい。
- 3 自治委員会の3分の1の要求があつたばあい。

第14条 大会は本学全学生の出席をもつて成立し決議は出席者の過半数の賛成をもつて有効とする。すべて委任はこれを認めない。

第15条 大会は正副執行委員長および執行委員、自治委員より選出された5名の運営委員がその運営の任に当り内2名を書記とする。

第16条 大会には正副議長を置き自由及び推せん立候補制により大会毎に選出され議場の秩序を維持し議事を進行し議事録を作成その概要を掲示する。

第17条 学生大会は次の諸事項を審議し決定する。

- 1 一般報告及び活動方針
- 2 前期決算及び当期予算
- 3 規約改正
- 4 自治委員会から提案された重要案件
- 5 学生大会において提出された緊急動議

第18条 緊急動議は出席者の3分の1以上の賛成によつて議案として採択される。

第2節 級 会

第19条 級会は全級員をもつて構成され自治委員がその運営の任に当る。

第20条 級会は次の事項を行う。

- 1 級会は級員相互の意見を交換し級の運営に関する事項を審議し決定する。
- 2 級会では自治委員会に提出すべきまた提出された議題について討論を行う。
- 3 委員を選出する。

第21条 級会は必要に応じて開かれ級員の過半数の出席で成立し決議は出席者の過半数の賛成をもつて有効とする。

第22条 級には自治・厚生・管理・会計各委員各1名をおき、必要な場合には厚生委員を自治委員の代理とする。

各委員は前学期の終りに選出しその選挙は前自治委員がこれを管理する。但し新入会員は入学後二週間を経て選挙を行いその選挙は週番がこれを管理する。

第3節 自治委員会

第23条 自治委員会は各級の自治委員をもつてこれを構成し、正副議長がその運営の任に当る。

第24条 自治委員会は次の事項を行う。

- 1 学生生活の自治向上に関する事項に関し級会・執行委員会から提出された議題を討議し決定する。
- 2 文化部・運動部所属の各研究班の結成および解散について審議し承認する。

第25条 自治委員会は次の場合に議長がこれを招集する。

- 1 隔週定期1回
- 2 執行委員会の要求があつた場合。
- 3 自治委員の5分の1の要求があつた場合。
- 4 全会員の20分の1の要求があつた場合。

第26条 自治委員会は自治委員の過半数の出席で成立し決議は出席者の過半数の賛成をもつて有効とする。

第27条 自治委員が自治委員会に出席不可能な場合は代理を派遣しなければならない。

第28条 自治委員会正副議長は各学期の始めに正副執行委員長および執行委員を除いた自治委員中より選出されその選挙は選挙管理委員会がこれを管理する。

第29条 自治委員会と本学学生委員会のいずれか一方が必要と認められた場合両者の協議会を開き原則としてこれを学内公開とする。

第4節 執行委員会

第30条 執行委員会は正副執行委員長、執行委員をもつて構成される。

第31条 正副執行委員長に各学期開始後三週間以内に全学生中の候補者について全学投票によつて選出されその選挙は選挙管理委員会がこれを管理する。

第32条 執行委員は次のように選出される。

- 1 各学部厚生・管理・会計委員中より互選により厚生・管理・会計執行委員を各学部それぞれ1名。
- 2 文化部・運動部各研究班責任者中より互選により各部各々2名。
- 3 自治委員中より互選により渉外・庶務執行委員をそれぞれ2名。

第33条 執行委員会は次の任務を有する。

- 1 学生大会および自治委員会の決定を実現するための活動を行う。
- 2 会計を管理する。

第34条 執行委員会は次の部をおく。

1. 庶務部、2. 会計部、3. 渉外部、4. 厚生部、5. 管理部、6. 文化部、7. 運動部

第35条各部の任務は次の通りである。

1. 庶務部 — 記録・調査・報告
2. 会計部 — 会計
3. 渉外部 — 学外との連絡・折衝
4. 厚生部 — 購買事業・生活調査・勤労幹旋・保健衛生
5. 管理部 — 校内整備・施設の充実

6. 文化部 — 文化部所属の諸研究班の連絡調整および学内文化活動の企画実施

7. 運動部 — 運動部所属の諸研究班の連絡調整および学内体育活動の企画実施

第36条 執行委員会は毎週1回定期会議を開き必要に応じて臨時会議を開く。執行委員長はその議長となる。

第5節 文化部・運動部

第37条 文化部・運動部は各々の研究班により構成される。

第38条 文化部・運動部は学内における文化運動の諸活動をもつて全員の生活を豊にすることを目的とする。

第39条 すべての学生は自由に各研究班に所属することができる。

第40条 各研究班の結成解散は自治委員会の承認を必要とする。

第3章 選挙の方法

第41条 選挙は原則として立候補制とする。

第42条 立候補者は選挙公示の日より投票日の48時間前までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

第43条 すべて選挙は無記名投票とし、委任投票はこれを認めない。

第44条 すべて選挙は有権者の過半数の投票により成立し、最低得票数は有効得票数を定員で除して得た数の3分の1としそれに達しない場合は決選投票を行う。

第45条 すべて選挙の実施方法はそれぞれの選挙管理委員がこれをきめ一週間前に公示する。

第46条 選挙管理委員会は自治委員より5名を選出しこれを構成する。

第4章 学生投票

第47条 学生投票は学生大会開催が不可能で自治委員会がこれを必要と認めた場合に行われる。

第48条 学生投票における決議は全会員の過半数の投票によつて成立し、有効投票数の過半数をもつて決定とする。

第49条 学生投票は投票管理委員会がこれを管理し議題と実施方法を48時間前までに公示しなければならない。

第50条 投票管理委員会は、正副執行委員長と自治委員中より選出された3名によつて構成される。

第51条 学生投票による決定は自治委員会の議決に優先する。

第5章 会計

第52条 本会の経費は、会費・入会金・寄付金・事業収入・およびその利子をもつて支弁する。

第53条 本会の会費は1ヶ年分420円とし、入会金は200円とする。既納の会費は返却しない。

第54条 本会の会計は執行委員会の責任においてこれを管理する。又会員の要求があつた場合はこれを公開する。

第55条 本会の会計年度は前期を4月1日より10月15日まで、後期を10月16日より3月31日までとする。

第56条 本会の予算は各学期始めに予算委員会でこれを決定し学生大会の承認をうける。

第57条 予算委員会は執行委員及び文化部・運動部各班の責任者によつて構成され執行委員会会計部委員がこれを統轄する。

第58条 決算報告は次期始めに学生大会の承認を得なければならない。

第6章 附則

第59条 本規約の改正は学生大会において3分の2以上の賛成を必要とする。

第60条 改正案の作成は自治委員中より4名、執行委員中より3名計7名の規約改正委員がこれに当る。

第61条 本規約は学生大会において3分の2以上の賛成を得ることを要する。

第62条 本規約は昭和27年7月1日をもつて発効する。

注 本規約は実施後約6ヶ月を経てこれを再検討することができる。

以上